

攻撃技術情報の取扱い・活用手引き(案)及び、秘密保持契約に盛り込むべき攻撃技術情報等の取扱いに関するモデル条文案 に対する意見

2023年12月20日

一般社団法人 日本貿易会
情報システム委員会

経済産業省は2023年11月22日、サイバー攻撃被害拡大防止に資する専門組織を通じた情報共有を促進すべく、標記案を公表した。情報システム委員会は、これに対して各商社において不足のない対応を取るべく、以下の通り取り纏め、12月20日に経済産業省に提出した。

意見の具体的内容	意見の理由
専門組織が「攻撃技術情報の取扱い・活用手引き」に沿った対応を行う為の手順・体制を整備している事を示す認定制度や監査を設ける等、被害組織が専門組織の信頼性を判断可能とする為の制度についてご検討頂きたい。	「秘密保持契約に盛り込むべき攻撃技術情報等の取扱いに関するモデル条文案」にて、専門組織は攻撃技術情報等の利用又は開示に関して裁量権を有するが、これによって生じた損害については、故意又は重過失を除いては一切法的責任を負わないと解説されている。 本施策の趣旨に鑑み致し方無いと考えるが、被害組織から見て専門組織が信頼出来るか不明瞭の場合、被害組織が推測されてしまうことへの懸念から、秘密保持契約にモデル条文の内容を加える事を含め、本取組への参加を躊躇するため。
「モデル条文」および「取扱い・活用手引き」施行までのスケジュールを提示いただきたい。	専門組織と秘密保持契約を締結するにあたり、内外関係者との調整が必要となるため、施行までのスケジュールを把握したいもの。